

[特別賞]

クラブでの窃盗事件の弁護活動

加藤聡一郎 かとう・そういちろう 第一東京弁護士会・68期

窃盗被疑事件

私はやってない

2018(平成30)年10月、当番弁護の出勤の要請があり、私は、初回接見に向かった。比較的若い女性の窃盗事件との情報であった。

私が、接見室で待っていると、一人の女性がとても憔悴した様子で接見室に現れた。被疑者であるAさんは、20代中盤の女性である。事件当日は、大学時代からの女友達と都内のクラブ(以下「本件クラブ」という)に遊びにいったところ、本件クラブのVIP席と呼ばれる席に招待され、たまたま同席した男性から財布を盗んだといわれて、警察を呼ばれそのまま逮捕されたということであった。

本件クラブの店員や、警察に対して、Aさんは、取調べの当初から、財布は気がついたら、足元に落ちていたのであって、自分は財布を盗んだこともないと繰り返し訴えたが、Aさんの弁解は受け入れられることはなく、Aさんは犯人扱いされて、身柄を拘束されてしまったというのであった。

その日、初めてAさんと会った私としては、Aさんの話以外に見るべき証拠がないのであるが、必死に無実を訴えるAさんの言葉は嘘にはまったく思えなかった。

Aさんは、東京で働く会社員であり、仕事もしっかりとしていたが、協力を受けることができる親族である両親は、遠方に住んでおり、翌日の勾留請求、翌々日の勾留質問に向けて、準備できる時間はあまりに短かった。

私は、Aさんからの依頼を受け、身柄の速やかな解放と、彼女にかけられた犯罪の嫌疑の解消に向けて動くことになった。

Aさんの説明

Aさんの話による事件の概要はこうである。

この日、Aさんと、Aさんの大学時代の友人Bさん(女性)は、DJの友人の演奏を聴くために、東京都内の本件クラブを訪れた。

本件クラブに入ると、店の人が、「VIP席」なる席の男性客が、Aさん、Bさんの2人を招待しているとのことで、VIP席への移動を勧誘された。ここでいう、VIP席というのは、クラブ内のソファ席で、客が費用を出して時間借でき、その場所で飲食ができる場所のことである。男性が借り切る場合には、本件クラブの店員を介して、店内にいる面識のない女性客をVIP席へ招待し、一緒に飲食や会話をすることできるような仕組みになっていた。

AさんとBさんは、以前もVIP席への勧誘を受けたことがあったようで、今回もトラブルに巻き込まれることなどまったく考えず、男性客の招待に応じたのである。Aさんと、BさんがVIP席に着席すると、帽子をかぶった男性(ここでは「W氏」という)と、のちに窃盗被害を訴える男性(以下、「V氏」という)が先に座っていた。AさんとV氏が、着席すると、Aさんの隣に座っていたV氏が、財布がないと言って、騒ぎ出した。V氏は、突然挙動不審になり、VIP席の上や、足元付近をあわただしく、携帯の懐中電灯機能を使って探し始めた。

V氏が、探し物を探しているとき、Aさんは、V氏が何を探しているのかもわからなかったが、AさんはVIP席に着席する前から、トイレに行きたいと感じていたので、トイレに行くために立ち上がった。Aさんが立ち上がると、足に財布のようなものが当たるのを感じた。すると突如、V氏とW氏が、「お前だ」と言い始めた。Aさんとしては、探し物のことなどまったく自分に関係ないことだと思っていたので、V氏と

W氏が何を言っているのかよくわからなかった。しかし、V氏とW氏は、「おまえ盗っただろ」などと繰り返し言ってきて、Aさんを取り囲んだ。その直後、警備員が次々と集まってきて、AさんとBさんは状況がまったくの見込めないまま、別室の倉庫のような場所に移動することになった。しばらくすると、警察官が来て、Aさんを渋谷警察署に連れて行き、窃盗罪の現行犯人として逮捕したというのである。

逮捕後にAさんが聞かされたこととしては、W氏が、Aさんが立ち上がったときに、Aさんのズボンから財布が足元に落ちたのを見たというのである。

Aさんも、当時若干ながら飲酒をしていたうえ、VIP席に着席してすぐに事件が発生したため、記憶が曖昧になっている部分もあり、事件発生当時のVIP席におけるAさん、Bさん、V氏、W氏の順に座っていたと当日の着席順を間違えて説明してしまっていたようで、Aさんの弁解はまったく捜査機関からは信用してもらえなかったとのことであった。

身柄解放に向けての活動

1 受任時の印象

私としては、今回の事件の真相解明への手がかりは、Aさんの接見室の供述しかなかったが、社会人としてまじめに働いていて金銭にも困った様子がないAさんが、しかも初対面の男性の財布をクラブで盗むという大胆な犯行をやったとはどうしても思えなかった。そのため、初回接見の時点で冤罪の可能性が高いのではないかという印象であった。しかし、Aさんは、捜査員からは、「防犯カメラ映像がある」「Aさんの犯行を目撃した人物がいる」などと繰り返し詰問されており、証拠構造いかんによっては、起訴の可能性もあるシビアな案件である印象であった。

2 関係者への接触

私は、Aさんとの初回接見を終え次第、Aさんの両親に電話をした。幸いなことに、当日中にAさんの両親と連絡を取ることができた。

Aさんからの「私は、絶対やってないから。信じて。助けて」という伝言をAさんの両親に伝えると、Aさんの両親からは「信じている」と伝えてほしいという再伝言の依頼があり、私としても責任の重さに身が引

き締まる思いであった。

Aさんの両親は東京から遠く離れた地域に住んでいた。翌日の勾留請求や、翌々日の勾留質問に向けて、時間はない。そこで、メッセージアプリのLINEで、身柄引受書や陳述書を写真データでやり取りすることにした。

もともと、裁判所等に提出する身元引受書等のデータは、LINEの写真のプリントアウトになってしまうので、身分証明書(表裏)写真データを合わせて送付してもらい、書類の信用性を担保できるようにした。

3 検察官の勾留請求阻止に向けた活動

Aさんは、被疑事実の窃盗行為を真っ向から否認しており、否認事件については原則勾留請求を行うという検察庁のスタンスからすれば、勾留請求がされてしまうことが見込まれた。

そこで、私は、勾留請求しないように求める意見書や、Aさんの父親の身元引受書を検察庁に提出し、担当検察官に連絡を取った。Aさんの罪証隠滅の可能性や逃亡のおそれがないことや、仮にAさんが欠勤したことで失職し、その後冤罪であることが明らかになってからでは、取返しがつかないことなどを説明した。そのうえで、検察官に電話をし、誤認逮捕ではないかという点を確認したが、検察官は誤認逮捕の可能性はありえないとこちらの意見を聞かれず、勾留請求をするとの回答であった。このときは、防犯カメラには、こちら相当に不利な画像が写っているのではないかと不安を感じた。

4 裁判官面接に向けて

検察官の勾留請求は、本件が否認事件であることからすれば、予想されたところであった。そこで、私は、検察官への勾留阻止に向けての準備と並行して、身柄解放に向けて有効な資料の収集を継続した。Aさんには、都内の優良企業に勤める兄がいることがわかり、Aさんの父親から連絡先を聞き、Aさんの兄の身柄引受書や陳述書をそろえた。また、Aさんと一緒にクラブを訪れたBさんにも連絡を入れた。Bさんによると、Bさんが気がついたら、V氏とW氏がAさんを犯人扱いしている状況であったとのことである。BさんはAさんの足元に財布が落ちる瞬間を見ていないが、事件はAさんとBさんが着席

直後に起きたことや、突然V氏とW氏がAさんを犯人扱いしたのも非常に不自然に感じたとのことであった。私は、詳しい事情を陳述書にする必要があると感じたが、まずはAさん身柄解放を優先して、Bさんには事件が解決するまで、Aさんと接触しないことの誓約書の作成をお願いした。そのうえで、今後捜査機関の取調べを受けることがあった場合には、必ず真実を話すこともBさんに誓約してもらった。これによって、弁護人において、罪証隠滅行為を防止する真摯な姿勢を裁判所にみせることを考えたのである。

勾留請求却下による身柄解放

勾留請求の翌日の朝、私は東京地方裁判所刑事14部に、勾留請求却下を求める意見書を差し入れるとともに、裁判官面接を申し込んだ。裁判官面接では、Aさんから携帯電話の宅下げを受けており、携帯電話は弁護人が預かるので、Bさんや事件現場への働きかけは難しいこと、勾留されれば長年勤めてきた会社を解雇される可能性があることを説明した。裁判官には、Aさんから宅下げした携帯電話を厳重に袋詰めしたものを見せた。また、Aさんの家族が遠方から上京する準備がすでに整っていることを丁寧に説明した。これらの説明の効果があつてか、裁判官の反応は好意的であった。

その後の勾留質問では、Aさんは、被疑事実を明確に否定したようであるが、裁判官は検察官の勾留請求を却下する決定をした。

数年前であれば、被疑事実を否認すれば、勾留は免れないというのが実務の常識であった。2016(平成28)年以降は痴漢事件に関しては、勾留却下が多くなってきていたが、痴漢事件以外は身柄拘束が原則的なのではないかという印象であった。しかし、今回の事件で、しっかりと罪証隠滅等の勾留の理由をつぶす活動をすれば、勾留の却下を得られるということを実感し、実務の大きな変化を身をもって感じる事ができた。

防犯カメラ映像との闘い

1 防犯カメラ映像の入手

Aさんの身柄解放を確認したのち、私はその足で事件現場の本件クラブに向かった。Aさんからは、現場のクラブは、防犯カメラが設置されていたとの情報を得ていたので、私は、防犯カメラ映像を入手するべく、現場の店舗に連絡をしていたのである。私の防犯カメラ映像の確認と事件現場の確認の申し入れに対して、本件クラブの店員としては、営業中なので店内を見られるのは困るが、警察に提供した防犯カメラの映像データを提供するとの回答であった。電話した時点で、実際に映像の提供を受けられるところまで期待していなかったので、非常に幸運であった。何事も、やってみるものである。

2 防犯カメラ映像

実際に、防犯カメラの映像は、鮮明なものではなかったが、事件があつた場所が撮影されたものであつた。

まず、防犯カメラの映像からわかつたことであるが、当時のVIP席への着席位置は、VIP席の正面から見て、Bさん、W氏、Aさん、V氏であった。これは、当初のAさんの供述とはたしかに違っていた。しかし、防犯カメラの映像を進めると、事件が起きた直後に、Aさんの右手側に座っていたW氏は席を移動し、AさんとBさんは隣同士に並ぶ格好となっていた。AさんがずっとBさんが隣にいたと勘違いしたのは、事件後に移動した後の席順の印象が強かつたようであつた(次頁図表右参照)。

そして検察官は、誤認逮捕の可能性はない、と断言していたが、Aさんが財布を盗んだことを疑わせるような行為は、まったく確認できなかった。

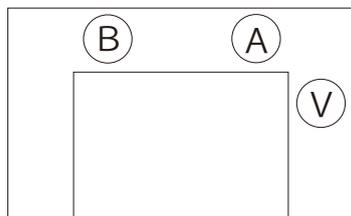
3 W氏の不審な行動

防犯カメラの映像をコマ送りにして一コマずつ確認したが、Aさんのもとから、財布が足元に落ちる瞬間は映り込んでいなかった。

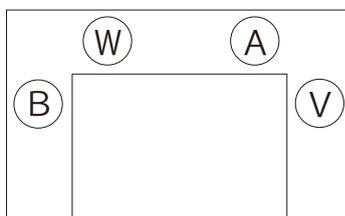
さらに、何度も何度も、映像をコマ送りにしてみると、現場に居合わせたW氏は不自然な行動をとっていたことがわかつた。V氏が財布を探し始めた直後、W氏は突如、周囲をキョロキョロと見まわし、自分の

図表 Aの認識と実際の着席位置の相違

<Aさんが認識していた着席位置>



<防犯カメラから明らかになった着席位置>



持ってきたと思しきトートバッグに右手を突っ込み、何かをみずからのポケットに入れたのち、ポケットに入れていた手をVIP席の座席の下の方に下げたのである。さも、みずからのトートバッグに入っていた何かをVIP席の座席の下においたかのような動作であった。

ケースセオリー

防犯カメラの動画を確認して、弁護人としては、下記のようなケースセオリーを設定した。

V氏とW氏は、VIP席に着席していたが、実は、W氏がV氏の財布を持っていた。W氏は、V氏と共謀してか、みずからの犯行を隠す為か、Aさんを窃盗犯人に仕立てる目的で、Aさんが着席したタイミングで、みずからが保管していた財布をAさんの足元に落として、Aさんを犯人扱った。

なんとも、現実離れしているように思えるストーリーであるが、東京随一の繁華街でのクラブという治安の良いとは言えない場所ではありえないではないし、なによりW氏が、トートバッグの中やポケットの中に入れたり、ソファの下に手を下げたという防犯カメラの映像と整合する。

映像を見て、私は、Aさんの無実への確信を深めた。

Aさんとの打ち合わせでは、防犯カメラの映像を説明し、今後は取調べに対して、完全に黙秘するようにアドバイスした。

不起訴意見書の提出

検察官に電話をして、W氏の不審な行動について

把握しているかを確認したところ、検事としては驚いた様子で、W氏が不審な行動をとっていたことについては、気がついていなかったとのことであった。そこで、私は防犯カメラの検証結果を報告する弁護人作成の報告書、Aさんの弁護人面前調書、Bさんの弁護人面前調書を添付資料として、不起訴処分が相当であることの見解書を提出した。検事としては、意見書の内容を踏まえて、慎重にV氏とW氏の取調べを行うとのことであった。

被疑者段階での証拠等の提出について ——なぜそこまで出したのか

否認事件では、捜査機関に弁護側の情報を与えないというのが、捜査弁護の基本である。弁護側の方針を捜査機関が察知すれば、補充捜査を行って、弁護側のケースセオリーをつぶす可能性が考えられるからである。

今回については、防犯カメラの映像については、すでに捜査機関においても収集していて、捜査担当検事も確認済みであることがわかっていた。にもかかわらず、検事は電話で、W氏が不審な動きをしているという点について、検察庁としては把握していないと回答し、勾留請求までしてしまったのである。ただ、こちらとしては、防犯カメラという客観性の高い証拠の中に真犯人が存在する可能性が存在することを示した場合、検事としては、完全に否定しきる捜査をするのは難しいのではないかと考えた。他方、弁護側のケースセオリーを提示しなかった結果、検事として、W氏の不審な行動という観点に気がつかないまま決裁に進み、W氏の供述が信用できるものと考えて、起訴してしまう可能性が否定できなかった。弁

護人としては、証拠やケースセオリーを提示する方がより不起訴の確率を高めることができると考えて、本件ではあえて捜査段階での弁護側からの観点の提示に踏み切ったのである。

また、通常、否認事件では、防犯カメラのような犯罪についての重要な証拠は、起訴後の証拠開示の時点でなければ、閲覧することができないが、今回は、被疑者段階で証拠を見ることができた。その意味では、防犯カメラの映像に沿う形で、弁護側のケースセオリーを提示しても、ケースセオリーが事後的に客観的証拠と矛盾する事態は低いと考えられた。その意味では、証拠やケースセオリーの捜査段階での提示のデメリットが比較的小さいような事案に思われた。

ただ、AさんやBさんの供述については、当たり障りのない話にとどめたものの、仮に起訴されてしまった場合には、公判弁護の足枷となる危険もあった。その意味では、防犯カメラ映像についての報告書と、不起訴意見書のみを提出するという方向でもよかったかもしれない。

その後

検事は、目撃者3名（Bさん、V氏、W氏）の取調べを行った。初回は、V氏とW氏が呼ばれた。検事は、報告書の内容も含めて、V氏とW氏に事実確認を行ったそうである。検事によれば、W氏は、一貫して、Aさんのショートパンツの後ろポケットが膨らんでおり、立ち上がった瞬間にズボンから財布が落ちたと供述したそうである。

検事としては、W氏の供述が腑に落ちないところが多かったとのことで、再度W氏の取調べ日時を設定し、W氏の話聞いたが、W氏の供述は客観証拠に符合しないことが多いとの印象であったとのことである。

弁護人としても、Aさんは、事件当時、ショートパンツをはいており、被害物品とされる財布が大型の長財布であったことから、大型の財布はショートパンツには入りきらないと考えられるため、W氏の供述は極めて不自然なものであったと感じた。

不起訴獲得

事件から3カ月、東京地方検察庁は事件を不起訴とした。嫌疑不十分の不起訴であると思われる。Aさん本人は、事件のあまりのショックで、精神的に不安定になっていたが、不起訴を受けてとても安心したようであった。

おわりに

今回の件は、犯人性を争う否認事件であったが、速やかに疎明資料を集め、裁判官面談をしたことが功を奏して、勾留を回避することができたことは大きな成果であった。速やかに身柄の解放ができたおかげで、社会生活上の影響を最小限にとどめることができた。

本件で、W氏は、Aさんが財布を盗んだと証言しているのであり、W氏の証言が検察官から信用性があるものと評価されれば、起訴される可能もあったかもしれない。しかし、防犯カメラの映像を運よく入手でき、細かく分析した結果、検察官が気がついていない切り口を発見することができ、検察官を不起訴の方向で事件処理をするように方向づけることができた。今回の事件は、無罪判決を得たものではない。またそもそも結果としては警察が逮捕したこと自体が不当な誤認逮捕案件であったと考えているが、ぎりぎりのところで起訴を回避することで、冤罪という最悪の事態を未然に食い止めることができたのは、救いであったと感じている。

